

公 告

次のとおり、企画競争について公告します。

令和元年10月16日

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
大阪支部契約担当役支部長 古内 忍

1 企画競争に付する事項

- (1) 件名及び数量 令和2年度学卒者訓練募集広報業務（近畿能開大）一式
- (2) 規格等 企画競争説明書のとおり
- (3) 履行期限 令和3年2月28日まで

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たすこと。

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和元年11月11日（※ 企画書等の提出期限の日）現在において、各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）の「役務の提供等」で営業品目「広告・宣伝」又は「その他」のいずれかの「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。
- (4) 令和元年11月11日（※ 企画書等の提出期限の日）現在において、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構より競争参加資格の停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の定める「反社会的勢力への対応に関する規程」第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他暴力、威力及び詐欺的手法を用いて経済的利益を得ようとする集団又は個人に該当する者でないこと。
- (6) 令和元年11月11日（※ 企画書等の提出期限の日）現在において、労働基準法（昭和22年法律第49号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）その他の労働関係法令に違反したことにより監督官庁から過去3か月以内に処分を受けた者、同法令違反容疑で有罪判決を宣告され刑の執行中（執行猶予の場合は執行猶予期間経過中）の者、又は同法令違反容疑で逮捕勾留、書類送検若しくは起訴されている者でないこと。

3 契約候補者の選定

令和2年度学卒者訓練募集広報業務（近畿能開大）に係る企画競争説明書に基づき提出さ

れた企画書等について評価を行い、契約候補者を選定する。

4 企画競争説明書を交付する日時及び場所

(1) 日時 令和元年10月16日(水)～令和元年11月11日(月)

土・日祝日を除く平日 10:00～12:00、13:00～16:00

(2) 場所 〒566-0022

大阪府摂津市三島1丁目2番1号

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 総務課

電話 06-6383-0971

なお、電子メールにて企画競争説明書の送付を希望する場合は、会社名、全省庁統一資格の業者コード(申請中の場合は記載不要)、担当者名及び電話番号を記入のうえ、osaka-keiri@jeed.or.jp あて送信すること。

※電子メールの件名は『「令和2年度学卒者訓練募集広報業務」企画競争説明書の送付依頼』とすること

5 企画競争に係る説明会

開催しない

6 企画競争説明書等に対する質問の受付及び回答

(1) この企画競争説明書等に対する質問がある場合においては、次に従い、書面(様式は自由)により提出すること。

① 受領期間 令和元年10月17日(木)から令和元年10月25日(金)16時まで。

② 提出場所 上記4に同じ

③ 提出方法 書面は持参し、又は郵送(書留郵便等発送履歴が残るかたちとすること。)、ファックス又は電子メールにより提出すること。(上記①の期間内に必着のこと。)

※ ファックス又は電子メールにより送信する場合は、送信後、必ず上記4で指定した場所に電話し、受信を確認すること。

※ ファックス又は電子メールの件名は『「令和2年度学卒者訓練募集広報業務」に係る質問』とすること。

(2) 上記(1)の質問に対する回答書は、上記4の担当からファックス又は電子メールにより企画競争説明書受領者全員に回答する。

① 回答予定日時 令和元年10月31日(木)を予定

(3) 企画書等提出後、不明の点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

7 企画書等の提出期限等

(1) 提出期限 令和元年11月11日(月)16時

(2) 提出先 4(2)に同じ

(3) 提出方法 直接提出（持参）及び郵送とする

8 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

9 契約書の作成

契約締結にあたっては、契約書を作成する。

また、本企画競争に関し、契約候補者との契約の締結にあたり、契約後に独占禁止法に定める談合等の不正行為の事実が判明した場合の契約の解除及び違約金に関する条項を定めることとしていること。

10 その他

(1) 詳細は、「企画競争説明書」による。